

経営相談 Q & A

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）について

Q

私は従業員 20 名を雇用し小売業を営む企業の経営者です。当社では、従業員が子供の休校や休園に伴い休暇を取得せざるを得ない状況になるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。これを踏まえ、将来に向けて従業員が安心して休める環境を整備したいと考えていますが、これに関する支援はないでしょうか。

A

厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を新たに整備した中小企業事業主を支援するために、「働き方改革推進支援助成金」* の職場意識改善特例コースを新たに設けています。お問い合わせのケースではこの助成金を活用するとよいでしょう。

*旧：「時間外労働等改善助成金」

中小企業事業主の範囲 A または B の要件を満たす企業が中小企業です

業種 (主たる事業)	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

■目的・概要

新型コロナウイルス感染症対策に向けて、休暇の取得促進のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施して生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に重点的に助成金を支給します。

これにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

■支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、労働者災害補償保険の適用事業主であって、以下の「資本または出資額」または「常時使用する労働者」の条件に該当する事業主です。

なお、支給は 1 事業主 1 回に限ります。

■支給対象となる取組み

以下①～⑩のうち、いずれか 1 つ以上を実施します。

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- ④ 就業規則等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- ⑦ 労務管理用機器の導入・更新
- ⑧ デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- ⑨ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑩ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（小売業の POS 装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※研修には、業務研修も含まれます。

※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

■支給額

取組みの実施に要した経費の一部が支給されます。支給額は以下のどちらか低い方の額です。

- (1) 対象経費の合計額×補助率 3/4*
- (2) 1企業当りの上限額 (50万円)

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組みで⑥から⑩を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5に増率。

■留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は厚生労働省 HP からダウンロードできます。

URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

<参考：就業規則 規定例>

第〇〇条 特別休暇

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次に掲げる状況に該当する場合には、必要と認められる日数について、特別休暇（有給）を取得することができる。

- 一 新型コロナウイルスに係る小学校や幼稚園等の休校等に伴い子の面倒を見る必要があるとき
- 二 妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する労働者から申出があるとき
- 三 新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いがあるとき

(丸尾尚史)

■助成金支出までの流れ

助成金支出までの流れは以下の図のとおりです。

●事業実施期間

事業実施期間中（2020年2月17日（月）から同年12月31日（木）まで）に取組みを実施。

●交付申請書の提出

交付申請書の提出期限は2021年1月4日（月）までです。

●支給申請書の提出

事業終了後、支給申請書の提出期限は2021年1月15日（金）までです。

【助成金支出までの流れ】

事業実施期間（令和2年2月17日～同年12月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取組みを実施

■支給対象の取組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取組み

- | | |
|--------------------|--|
| ①就業規則などの作成・変更 | ②外部専門家によるコンサルティング |
| ③労務管理担当者・労働者に対する研修 | ④人材確保に向けた取組み |
| ⑤労務管理用機器の導入・更新 | ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新
(パソコンなどの購入費用は対象となりません) |

2 交付申請書の提出【申請期限：1月4日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：1月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

(出所：厚生労働省 HP)